

第8回 一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム	資料5
令和5年4月26日	

「内閣府令で定める場合」の条文案

※法制上の修正をする可能性あり。

第A条 児童福祉法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、児童の安全を迅速に確保すること、又は児童相談所長によるアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的とする場合とする。

- 一 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定める場合を含む。）
- 二 少年法第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、児童に現に監護をする者若しくは住居がない若しくは児童の住所若しくは居所が不明である場合又はそのおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

※ 第3回実務者作業チーム（10/24）からの主な修正箇所の見え消し

第A条 児童福祉法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、児童の安全を迅速に確保すること、又は児童相談所長によるアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的とする場合とする。

- 一 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定める場合を含む。）
- 二 少年法第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、児童に現に適当な監護をする者若しくは住居がない若しくは児童の住所若しくは居所が不明である場合又はそのおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 五—家庭における生活が困難になるおそれがあるものとして次に掲げる場合に該当し、児童相談所によるアセスメント（児童に対する援助その他の児童相談所による措置の内容の決定のための調査をすることをいう。）をする場合—（里親等への委託又は児童福祉施設等への入所措置の再判定をする場合を含む。）
- イ—保護者の妊娠時の状況、生活並びに育児の実態及び取り巻く環境からみて養育することが困難となるおそれがある場合—
- ロ—法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する

~~事業の実施が適当であると当該市町村が認める児童があり、かつ、当該児童の保護者が当該事業を利用しない場合~~

~~ハ 児童若しくはその保護者が心身の健康を害している場合~~

~~ニ その他児童の養育に関して課題がある場合~~

~~六 非行、問題行動その他の課題を有する児童があり、かつ、地理的な制約、児童の特性、環境その他の在宅での指導が困難となる事由がある場合~~

七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合